

平成27年4月1日開設予定の保育園・子ども園に係る利用定員について

子ども・子育て支援新制度においては、保育園等を設置する際に都道府県の認可を受けるほか、区市町村から、給付の対象として「確認」を受ける必要があります。区市町村が確認を行うにあたっては、設置者からの申請に基づき、支給認定区分ごとの利用定員を定めることとされており、その際、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くこととされています。

新宿区において平成27年4月1日に開設予定の保育園・子ども園の利用定員は次のとおりです。

施設名/事業者名/所在地	認定区分			3号認定			合計
	1号認定		2号認定	2歳	1歳	0歳	
	5歳	4歳					
(仮称) にじいろ保育園高田馬場西 株式会社 サクセスアカデミー 高田馬場1丁目				6	6	6	24名
	—	—	6				
(仮称)グローバルキッズ西落合保育園 株式会社 グローバルキッズ 西落合3丁目				18	15	9	78名
	18		18				
(仮称) 大久保わかさ子ども園 社会福祉法人 若草福祉会 大久保1丁目	12	12	—	18	18	15	129名
	18	18	18				

※ 利用定員は、認可定員と一致させることが基本ですが、恒常的に利用人員が少ない場合には、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定することになります。

※ 認可定員とは、都道府県に認可申請する際に届け出る定員のことです。年齢ごとに定められた子ども一人あたりの面積や保育士の配置等の基準を満たす必要があります。

※ 支給認定区分の内容は次のとおりです。

支給認定区分	年齢	保育の必要性等	利用する施設・事業
1号認定	3～5歳	幼稚園等の教育	幼稚園、子ども園
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり	保育園、子ども園
3号認定	0～2歳	保育の必要性あり	保育園、子ども園、 地域型保育